令和6年度 佐賀県武雄市

観光客誘致対策助成金

旅行商品造成助成金のご案内

市内立寄り施設を含む旅行商品造成、募集、催行を行う旅行会社への補助金

応募資格

対象期間:令和7年3月31日まで(令和7年3月31日宿泊分まで対象)

- 旅行業法第3条により観光庁長官から登録を受けた旅行業者であること
- 代表者や役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び佐賀県暴力団排除条例に掲げる暴力団 の構成員等でないこと

補助対象 • 金額

※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

補助対象 *詳細等は事前にお尋ね下さい

- 宿泊あり:武雄市内の対象立寄り施設、体験メニュー、食事処の2ヵ所以上を行程に含む
- 宿泊なし:<u>武雄市内で食事、かつ、対象立寄り施設、体験メニューの**2**ヵ所以上</u>を行程に含む 対象となる立寄り施設、体験メニューに関しては施設リストをご参照ください。
 - ★食事を行程に含むことが難しい場合は、対象立寄り施設、体験メニューを3カ所以上行程に含むこと。 ※事前に商工観光課へご連絡ください。
- 添乗員またはガイドが同行する
- 1つのツアーの募集人数が10人以上であること。(バスツアー等)

補助金額

バスの<u>送客台数とツアー参加の人数・宿泊の人数</u>に応じて補助いたします。 市内宿泊を伴う場合は補助の単価が上がります。

@3,000 円×送客台数 + @300 円×参加人数 + @300 円×宿泊人数 (最大300,000 円)

宿泊がない場合:1台につき3,000円+1人につき300円。 宿泊がある場合:1台につき3,000円+1人につき600円。

注意事項

- 同コース(類似コース)複数設定の場合は1商品としてカウント。
- 手配旅行(教育旅行、コンベンション含む)は対象外。(別途武雄市観光客誘致対策助成金制度等あり。)
- 本市他制度との重複不可。
- 本制度には審査があります。 (受付順)
- 立寄り証明の提出が必要です。
- 掲載用の写真データ等素材の提供についてはご相談ください。

申請書類

支払時期は原則「請求書」の受領後、30日以内。 応募 フロー A 申請 交付決定 商品販売 催行 と類報告 を定通知 お支払い

A 申請時に提出

- ①武雄市商工観光振興事業費交付申請書
- ②企画書(自由様式)
- ③行程が確認できる書類等(旅程表、行程表など)

B 販売終了後に提出

- ④実績報告書
- ⑤補助金交付請求書
- ⑥立寄り証明書
- ⑦宿泊証明書(宿泊のない場合は不要)

申請書等の様式は、武雄市のホームページからダウンロードできます。 http://www.city.takeo.lg.jp/

武雄市営業部観光課 〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和805 (武雄市観光協会内) E-mail: syoukoukankou@city.takeo.lg.jp TEL 0954(22)0101 FAX 0954(23)9726